

## いじめ防止基本方針（令和8年4月更新）

### （1）目的

「『する』を許さず、『される』を責めず、傍観者なし」を合い言葉に、いじめ防止に向けて日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は、適切にかつ速やかに解決するための「香住小学校いじめ防止基本方針」を定める。

### （2）基本方針

- ① 「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」「いつ起こってもおかしくない」という危機感を持つ。
- ② 児童相互の好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない学校づくり」に取り組むために、指導体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

### （3）いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

〔『香住小学校いじめ防止マニュアル』（別紙1～4）参照〕

#### ① 日常の指導体制

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、日常の教育相談体制、生活指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

また、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定め、毎月行われるこども理解会議時に各担任がチェックする。

#### ② 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、年間の指導計画を別に定める。

#### ③ いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

### （4）重大事態への対応

- ① 校長が重大事態と判断した場合、直ちに、町教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司等を加えた組織で調査し、事態の解決に当たる。
- ② 事案によっては、町教育委員会、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

### （5）確認・申し合わせ事項

- ① いじめを認知した場合は、校長のリーダーシップのもと迅速（24時間以内）にいじめ対応チームを発足させる。
- ② いじめ対応チームは、問題が解決したと校長が判断するまで継続する。
- ③ 『香住小学校いじめ防止マニュアル』に基づき指導する。